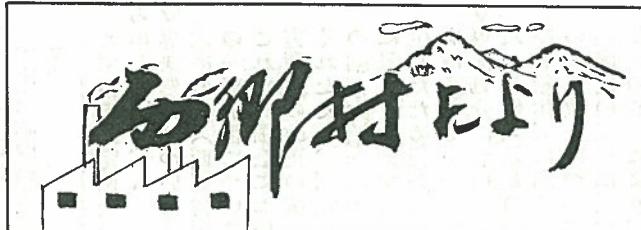


西郷村の人口及世帯数 (48. 9. 1現在)	
世帯数	2,401
人口	10,591
男	女
5,245	5,346



発行日 昭和48年9月5日発行

発行所  
西郷村役場  
(電話 02482)  
白河(5)2121(代表)  
編集発行  
企画開発課  
印刷所  
ワタベ印刷所

## 湿原植物を

### 護ろう



西郷村は湿原植物の宝庫です。

ミズバシヨウをはじめ、さぎ草、とき草など数種類

このめぐまれな自然を皆さんとともに護りましょう。

### さわぎょう [ききょう科]

Lobelia sessilifolia Lomb

一〇五つ長い花柄のない葉が密に互生し、先端は鋭い葉がある。葉は上部に移る。茎上部に長い総状花序を作り、下方から上部にかけて行き、最後には花序の長さは三〇cmにもなる。花冠は美しい紫色で長さ約三cmほどで唇形。上唇が二裂、下唇は三裂して、裂片の縁には長いやわらかな毛がある。筒となった五本の雄しべを花柱へとつなげ、萼の筒部は子房とくつついで、先端は鐘形で長さ約八cmほどある。はがつかれたりの平たい種を散らす。山と渓谷社 山の花より



「秋の七草」といえば、その代表花は桔梗であります。あまり一般の人々には知られていないようですが、暮れなずむあたりの景色にマッチしたこの花の紫の色の深さは、思わず息をのむの一言につけるようです。キヨキウは漢字の桔梗の音読みであるのに、サワギヨキウの漢名が山桔梗と書くのは素人なりに少々変な気もしないではないが水辺に群生するところからサワギキヨウと命名したものと解釈したいところですが、サワギキヨウは桔梗ほどの艶かさでなく、どちらかといえば淋しげに咲く秋草であります。

『さわぎょう』

# 村議会報告

## 第二回臨時会より

六月十八、十九日の両日、第二回定例会、七月三十日、第二回臨時会が開かれ、西郷村税条例の一部改正、学校プールの建設工事の請負契約や補正予算、国民健康税条例の改正などが上提され、慎重審議の結果、いづれも原案通り可決されました。

ます第二回定例会の方から申しますと、

▽専決処分について承認を求める件(西郷村税条例の一部改正について)

これは、国会において地方税法の改正の議決がおくれたため、固定資産税の納期を昭和四十八年度に限り、延期する必要が生じたため税条例の附則を改正するものです。

▽専決処分について承認を求める件(職員の休日及び有給休暇に関する条例の一部改正について)

「国民の祝日に関する法律」の改正により、祝日が日曜日に当るときは、その翌日を休日とすることとなりましたため、天皇誕生日がこれに該当し、その翌日を職員の休日とするためです。

▽専決処分について承認を求める件(西郷村税条例の一部改正について)

▽西郷村手数料条例の一部改正

地方税法の改正により、それに伴なう改正が、村税課税のため、急施を要したための専決です。

▽専決処分について承認を求める件(職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について)

国家公務員の旅費に関する法律が四月二十六日公布され四月一日から適用となつたため、地方公務員も右に準じて施行すべき条例の附則を改正するものです。

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設関係の移設工事のため

歳入の五百円の追加は東北新幹線建設工事のための道路損傷負担金で、

これにより黒川線の舗装工事を行なうものです。

又来年度以降の村道建設

改良舗装のため農地費融資農道費で六百千五万円

の設計委託料、道路補修費用の砂利購入費として、

今回三百万円を計上して

います。更に新甲子の水泳プールの補修費として、

九十五万円計上してい

ます。

▽昭和四十八年度施行村道下新田(カブ野線)特殊改良第四種舗装工事請負契約照)

▽西郷村敬老年金支給条例の一部を改正する条例

請負契約につき、議会の承認を求めたものです。

一千万円を超える工事の額九十%以上が医療費であります。

▽西郷村敬老年金支給条例の一部を改正する条例

これは現行条例によりますと一年以上本村に居住した老人のみが支給の対象となつていますが、今

回太陽の国の一歩である

特別養護老人ホームが完

成する運びとなり、百名の老人が収容される予定

があります。

▽西郷村手数料条例の一部改正について

先月号でもお知らせしま

したが、今回戸籍手数料令が一部改正されまして七月一日から戸籍手数料が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽昭和四十八年度一般会計補正予算

今回総額で五百万円を追加し、歳入歳出予算額を八億五千四百十九万四千円とするものです。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保険税を確保するため国民健康保険条例の一部を改正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

関係の移設工事のため

が値上げされますので、他の手数料も同様の改正をしようとするものです。

▽学校プール(西郷第一中学校)建設工事の請負契約について

この二つの学校プールを今回入札に付しましたの

で、この工事請負契約につき提案したものです。

▽次に第二回臨時会の分をお知らせします。

▽西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは法改正並びに医療費に対応する国民健康保

険税を確保するため国民

健康保険条例の一部を改

正するものです。(詳

細についてこのページ参

照)

▽西郷村税条例の一部改正

土地保有税の新設に伴なう所要の改正と、税関係の証明手数料の改正を行なうものです。(税法改

正の詳細については四ペ

ージ参照)

▽昭和四十八年度簡易水道特別会計補正予算

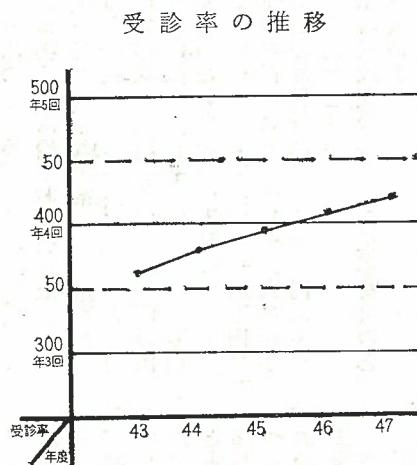
これは中通り地区の給水工事費六百八十二万三千円を歳入歳出に組み込んだものです。

▽有線放送電話特別会計補正予算

これは、東北自動車道建設

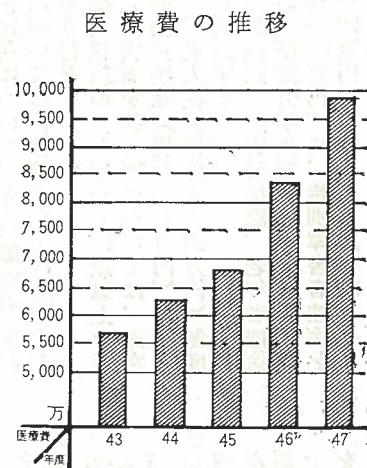
</

(図2)



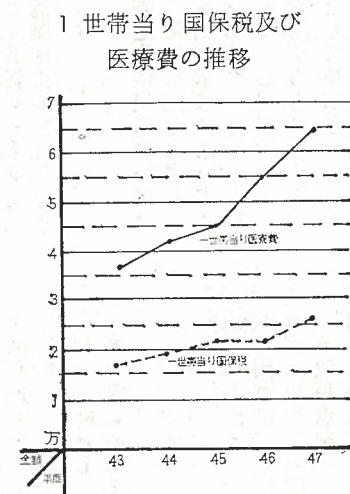
年間を通して、1人がお医者さんにかかる回数

(図1)



皆さんが、お医者さんにかかった医者代の7割を村で支払っている1年間の合計です。

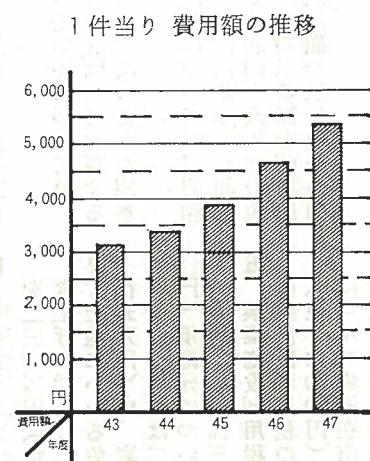
(図4)



1世帯当たり医療費は、皆さんがお医者さんにおかれた時、医者代の7割は村で支払っていますが、年間を通じ1世帯に対し村で支払っている平均です。

皆さんが年間を通してお医者さんにかかる回数の医者代の平均

(図3)



(表2)

西白河郡内  
市町村国保税調(48年度)

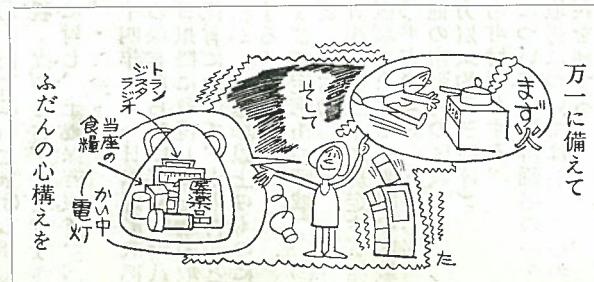
市町村名	一世帯当たり国保税
西郷村	36,464円
白河市	37,150
表郷村	33,000
泉崎村	43,616
中島村	28,600
矢吹町	30,000
大信村	42,900

これは国保加入者が一回医者にかかった場合の医療費ですが、昭和三十八年度は千七百円であったものが四十七年度は五千二百二十円と約三倍も値上がりしています。このような要素が加わって医療費が増加しているわけです。

図四は一世帯当たり国保税と医療費とを比較したグラフです。表二は、西白河郡内の市町村の昭和四十八年度の国保税一世帯当たりの一覧表です。参考までに、昭和四十七年度医療費段階別をお知らせします。

○%位しか伸びず、鈍化の傾向を示しましたところが四十六年、四十七年度は一気に二〇%以上の伸び率を示し、特殊疾病(ガン等)が多かったことが解ります。図二は、受診率(医者にかかる回数)年々医者にかかる回数が増えております。図三は、一件当たり費用額のグラフです。

国保加入戸数	1,458戸
医療費支払額	200万円以上 1戸
	100万円以上 5戸
	50万円以上 31戸
	10万円以上 369戸
	5万円以上 306戸
5万円以上合計	712戸



**一、住民税** 個人負担の軽減を図るために、課税最低限の引上げ、税率の緩和等を行なうものとする。

1、所得控除を次のとおり引き上げる。

項目 改正案 現行

基礎控除 一六万円 一五万円

配偶者控除 一四万円 一四万円

扶養控除 一二万円 一一万円

(配偶者のない世帯の一人目の扶養控除) 一四万円 一二万円

以上の措置により、夫婦子二人の給与所得者の課税最低限を八六万円(現行八〇万円)とする。

2、市町村民税の所得割の税率を次のとおり改める。

税率 改正案 現行

二% 三% 三% 三% 三% 三% 三% 三% 三% 三%

四% 八万円 八万円 八万円 八万円 八万円 八万円 八万円 八万円 八万円

五% 一二万円 一二万円 一二万円 一二万円 一二万円 一二万円 一二万円 一二万円 一二万円

六% 二万円 二万円 二万円 二万円 二万円 二万円 二万円 二万円 二万円

(以下略)

3、住民税について、老人、障害者、寡婦等についての控除額の引上げ等を次のように行なう。

(1)扶養親族のうち年齢七〇歳以上の者(障害者を除く)については、通常の扶養控除(現行一一万円)に代えて、老人扶養控除(一四万円)制度を創設する。

(2)寡婦控除、障害者控除、老年者控除および勤労学生控除を一二万円(現行一〇万円)に、特別障害者控除を一四万円(現行一二万円)に、それぞれ引き上げる。

(3)寡婦控除の適用が受けられる寡婦の範囲を拡大し扶養親族のない未亡人(所得年一五〇万円以下の者に限る)についても寡婦控除を適用する。

4、障害者、寡婦等の非課税限度額を四三万円(現行三八万円)に引き上げる。

5、勤労者の老後生活保障の一環として所得税と同様に退職所得の控除額を引き上げる。

**二、固定資産税**

1、土地にかかる固定資産税については住宅用地に対して軽減措置を講ずるとともに固定資産税制度本来のあり方に即し、調整措置を講じつつ評価額に基づく課税を図るものとし、明年度から

住宅用地に對して軽減措置を講ずるとともに固定資産税制度本来のあり方に即し、調整措置を講じつつ評価額に基づく課税を図るものとする。

(1)現に住宅用地として使用されている宅地については、現行の負担調整措

置を継続するとともに、課税標準額が評価額の二分の一の額をこえる場合

は当該二分の一の額にとどめ

2、土地にかかる免税点を一五万円(現行八万円)に、家屋にかかる免税点を八万円(現行五万円)に、償却資産にかかる免税点を一〇〇万円(現行三〇万円)にそれぞれ引き上げる。

3、評価額の二分の一の額を課税標準額とす

ることとし、昭和五十年度以降は評価額の二分の一の額を課税標準額とす

(注)現行の負担調整措置を継続する場合において、昭和四八年度の評価額に対する課税標準額の割合が百分の一五未満の宅地等については評価額の百分の一五の額を課

税標準額とし、昭年四十九年度の評価額に対する課税標準額の割合が百分の三〇未満の宅地等については評価額の百分の三〇の額を課

税標準額とする。

評価額に對する課税標準額の割合が百分の三〇未満の宅地等については評価額の百分の三〇の額を課

税標準額とする。

に、飲食店における飲食等にかかる免稅点を一二〇〇円(現行九〇〇円)に引き下げるとともに、電気にかかる免稅点を一〇〇〇円(現行四五〇〇円)に、チケット食堂における飲食にかかる免稅点を六〇〇円(現行四〇〇円)に、それぞれ引き上げる。

七、電気ガス税 電気ガス税の負担の軽減を図るために税率を六%(現行七%)に引き下げるとともに、電気にかかる免稅点を一〇〇〇円(現行八〇〇円)に、ガスにかかる免稅点を二一〇〇円(現行一六〇〇円)に引き上げる。

八、土地保有税 次のとおり土地の取得年七月一日以後に取得した土地の取扱いおよび保有に対し、土地保有税(仮称)を課税する。

（1）昭和四十四年一月一日以後に取得した土地の保有ならびに昭和四十八年七月一日以後に取得した土地の取扱いおよび保有について、市町村ごとの合計面積が次の基準以上のものに對して課税する。

（2）都および指定都市の区域二〇〇〇〇平方メートル(約六〇〇坪)

（3）市計画区域を有する市町村の区域五〇〇〇〇平方メートル(約一五〇〇坪)

（4）その他の市町村の区域一〇〇〇〇〇平方メートル(約三三三坪)

（5）本税は市町村税とする。

（6）保有については取得価格の一・四%、取得については取得価格の三%の税を課する。

（7）動産取得税額を控除する。

（1）ただし、固定資産税額および不動産取得税額を控除する。

（2）当該土地の取得および保有が、農林水産業の經營、工場の地方分散等のためのものであつて、國の施策等に適合するものについては本税を課さない特例を設ける。

（3）保有にかかる課税は、昭和四十九年度分から、取得にかかる課税は、昭和四十八年七月一日以後の取得分から課税する。

（4）（5）

（6）（7）

（8）（9）

（10）（11）

（12）（13）

（14）（15）

（16）（17）

（18）（19）

（20）（21）

（22）（23）

（24）（25）

（26）（27）

（28）（29）

（30）（31）

（32）（33）

（34）（35）

（36）（37）

（38）（39）

（40）（41）

（42）（43）

（44）（45）

（46）（47）

（48）（49）

（50）（51）

（52）（53）

（54）（55）

（56）（57）

（58）（59）

（60）（61）

（62）（63）

（64）（65）

（66）（67）

（68）（69）

（70）（71）

（72）（73）

（74）（75）

（76）（77）

（78）（79）

（80）（81）

（82）（83）

（84）（85）

（86）（87）

（88）（89）

（90）（91）

（92）（93）

（94）（95）

（96）（97）

（98）（99）

（100）（101）

（102）（103）

（104）（105）

（106）（107）

（108）（109）

（110）（111）

（112）（113）

（114）（115）

（116）（117）

（118）（119）

（120）（121）

（122）（123）

（124）（125）

（126）（127）

（128）（129）

（130）（131）

（132）（133）

（134）（135）

（136）（137）

（138）（139）

（140）（141）

（142）（143）

（144）（145）

（146）（147）

（148）（149）

（150）（151）

（152）（153）

（154）（155）

（156）（157）

（158）（159）

（160）（161）

（162）（163）

（164）（165）

（166）（167）

（168）（169）

（170）（171）

（172）（173）

（174）（175）

（176）（177）

（178）（179）

（180）（181）

（182）（183）

（184）（185）

（186）（187）

（188）（189）

（190）（191）

（192）（193）

（194）（195）

（196）（197）

（198）（199）

（200）（201）

（202）（203）

（204）（205）

（206）（207）

（208）（209）

（210）（211）

（212）（213）

（214）（215）

（216）（217）

（218）（219）

（220）（221）

（222）（223）

（224）（225）

（226）（227）

（228）（229）

（230）（231）

（232）（233）

（234）（235）

（236）（237）

（238）（239）

（240）（241）

（242）（243）

（244）（245）

（246）（247）

（248）（249）

（250）（251）

（252）（253）

（254）（255）

（256）（257）

（258）（259）

（260）（261）

（262）（263）

（264）（265）

（266）（267）

（268）（269）

（270）（271）

（272）（273）

（274）（275）

（276）（277）

（278）（279）

（280）（281）

（282）（283）

（284）（285）

（286）（287）

（288）（289）

（290）（291）

（292）（293）

（294）（295）

（296）（297）

（298）（299）

（300）（301）

（302）（303）

（304）（305）

（306）（307）

（308）（309）

（310）（311）

（312）（313）

（3



